

モビリティファンド2号 事業計画書

2022年12月

投資の際には本資料のみならず、
「匿名組合契約書」および「契約締結前交付書面」を
必ずご覧ください

投資家様向け

株式会社クラウドファンディング

Ver.1.3.1

©jitsugen Co.,Ltd.

事業概要

運送会社等に対する車両リース事業

コンセプト

オペレーティングリース、およびリースバックサービスを通じて運送会社等の業績向上に寄与することで、運送業界の安定的な発展を目指すとともに、SDGsへの貢献を目指す企業に対する金融面での支援を目的とします。

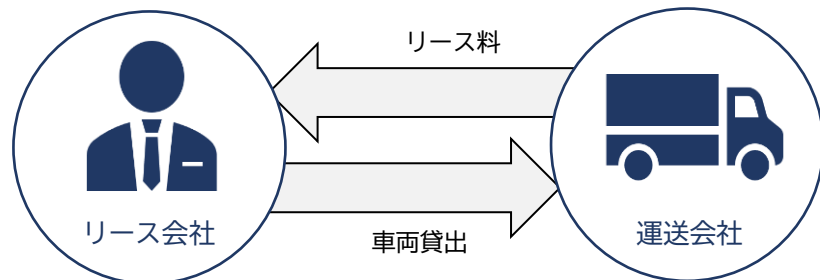
～ SDGsとは ～

国連が提唱する「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。貧困、食料、社会、環境などの問題の解決を目指す17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

リースの種類

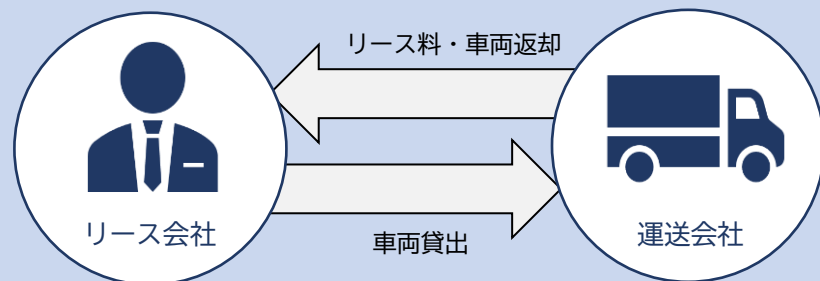
①ファイナンスリース

最も利用が多いリースです。リース満了時に残債を清算して、自社所有すること前提として利用されるケースが多いです。



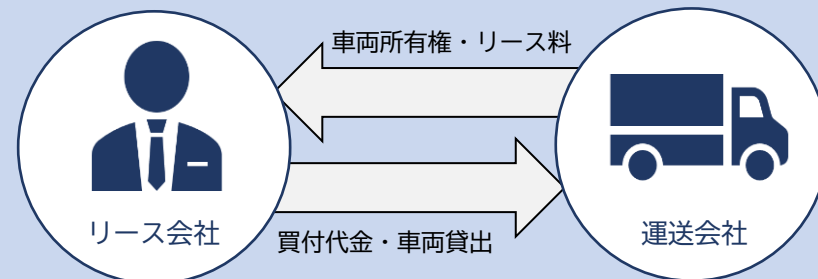
②オペレーティングリース

将来の中古価格を基に残価を設定したリースのことを指します。ファイナンスリースよりも支払い総額が少なくなります。



③リースバック

運送会社が所有している車両を買取り、そのまま同じ運送会社に貸し出す方式です。まとまった資金調達が可能です。



モビリティファンドで採用する方式

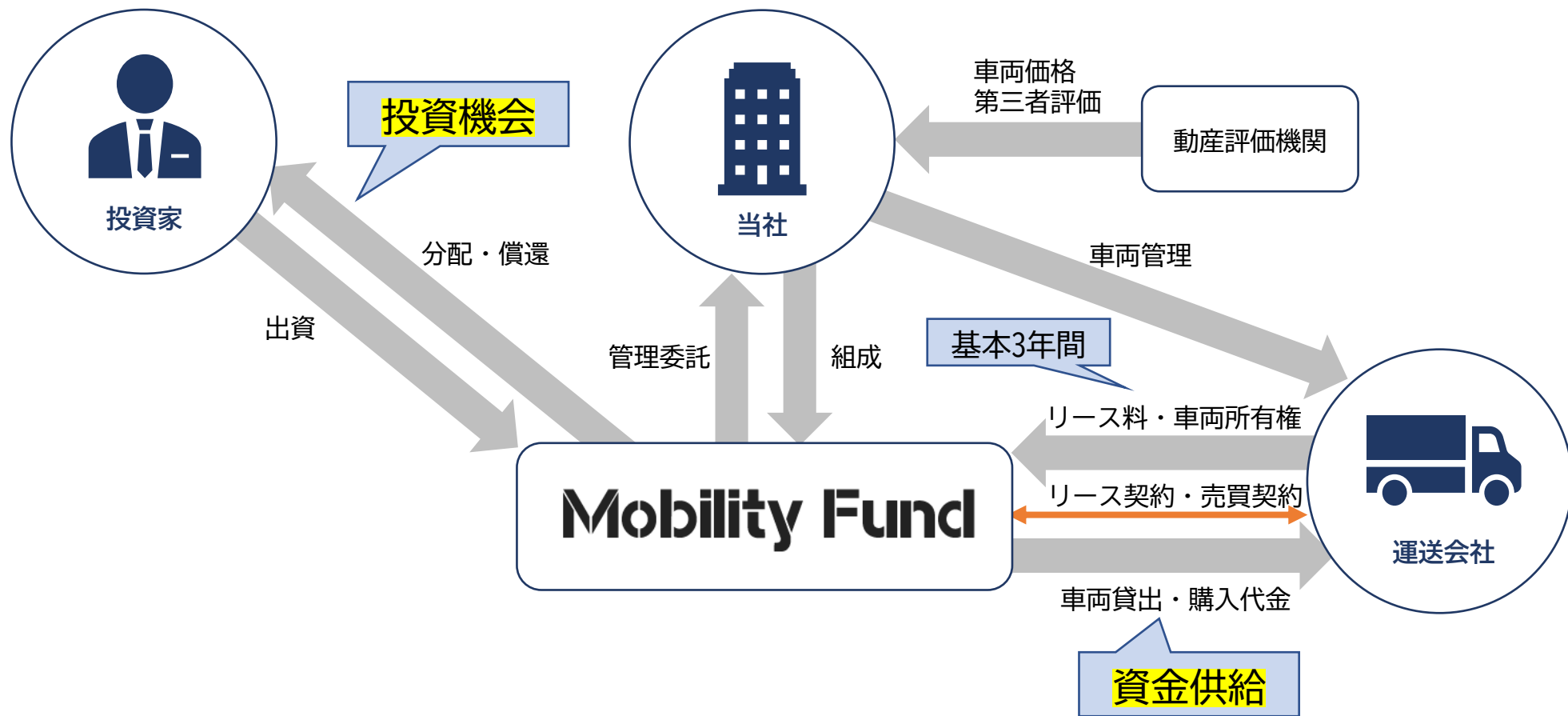
既存ファンドとの比較

	既存ファンド（船舶・航空機）	モビリティファンド （トラック等）
投資期間	約10年	約3～5年
経済耐用年数	25年～40年	10年～20年
法定耐用年数	5年～12年	4～5年
為替リスク	主にドル建て 為替差損益による為替リスクあり	国内運用のため、為替リスクなし
デフォルトリスク	海外での運用が主であるため、 エンドユーザーのデフォルト時の回収、売却、 再リースに時間やコストがかかることが多い	国内運用のため、回収、売却、 再リースがスムーズにできる
保険	船舶・飛行機運営会社が付保	原則、運送会社が付保

ファンドスキーム

第二種金融商品取引業の免許を活かしたファンド組成と自社での投資家募集を行います。投資家から集めた資金を使って主に中小の運送会社の車両を購入し、そのままリース（オペレーティングリース）をします。運送会社に対しては、資金調達の機会の提供ができ、投資家に対しては減価償却を使った税金の繰延が提供できます。

運用期間は約3年間で予定しています。



組入れ車両（例）

ウィングトレーラ



- ・主に雑貨や飲料品、食料品に利用
- ・大型ウィングの1.5倍～2倍以上の積載量
- ・長距離幹線輸送が主
- ・運転席やエンジンはなし（トラクタヘッドで牽引）
- ・15年以上使用可能
- ・故障が少ない

13M2軸ウィングトレーラ

大型ウィング



- ・主に雑貨や飲料品、食料品に利用
- ・中距離、長距離輸送が主

4軸低床ウィング

コンテナシャシ



- ・海上コンテナやJRコンテナの陸送に利用
- ・20フィート用、40フィート用、JRコンテナ用などの種類がある
- ・運転席やエンジンはなし（トラクタヘッドで牽引）
- ・15年以上使用可能
- ・故障が少ない

40FT3軸コンテナシャシ

トラクタヘッド



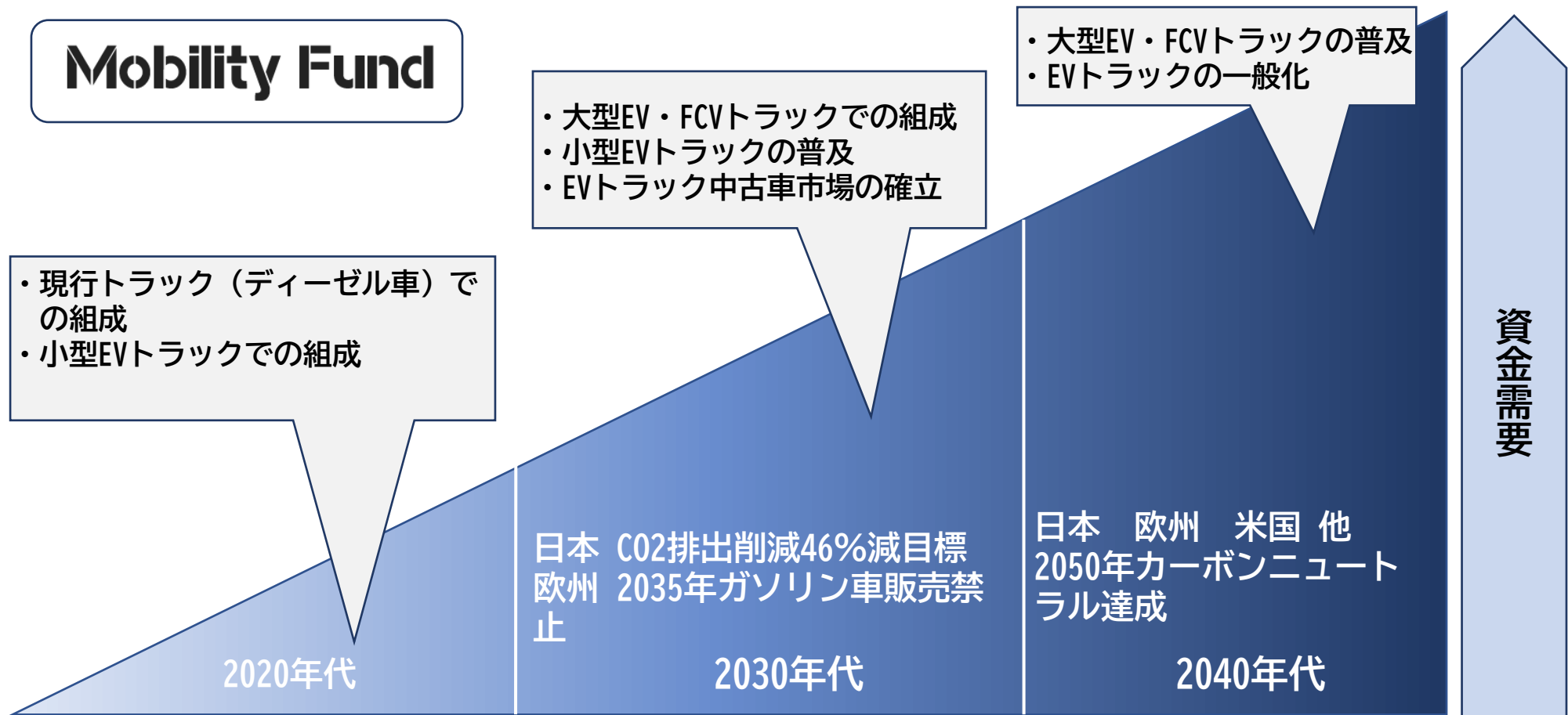
- ・ウィングトレーラやコンテナシャシ等の牽引用（単独での運搬は不可）
- ・港湾輸送や重量物や長距離幹線輸送が主
- ・様々な被牽引車に利用できる

トラクタヘッド（シングル）

上記以外にも、2t車や冷凍冷蔵車など、状況に応じて組み入れる場合があります。

ファンドのビジョン ～ マクロ視点 ～

今後期待されるEV・FCVトラックの普及に伴う資金受領に合わせて拡大見込み。



ファンドのビジョン ～ ミクロ視点 ～

運送会社の
三重苦

車両価格↑

人件費↑

燃料費↑

さらに・・・運送業界の「2024年問題」
時間外労働の上限規制、時間外労働の割増賃金、待機時間の記録の義務化など

経営環境の悪化

Mobility Fund

資金提供

資金繰りの
改善

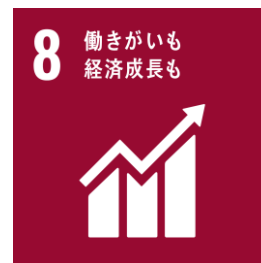
人件費への
充当

環境対応車両
購入原資



EVトラックを含めたファンド組成

早い段階でEVトラックや燃料電池車（EVバン含む）を組み込んだファンドを組成し、中小企業におけるEVトラックや燃料電池車の導入への貢献を目標とする。



未来をつなぐ資金供給

ファンドからの資金供給を通じて、中小企業の成長、生産性の向上、労働環境・待遇の改善への貢献を目標とする。

SDGsにおける関連するターゲット

- 7.A 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、**エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。**
- 8.2 商品やサービスの価値をより高める産業や、**労働集約型の産業を中心に、多様化、技術の向上、イノベーションを通じて、経済の生産性をあげる。**
- 8.3 働きがいのある人間らしい仕事を増やしたり、会社を始めたり、新しいことを始めたりすることを助ける政策をすすめる。**特に、中小規模の会社の設立や成長を応援する。**
- 8.8 他の国に移住して働いている人、中でも女性、仕事を続けられるか不安定な状況で働いている人を含めた、**すべての人の働く権利を守って、安全に安心して仕事ができる環境を進めていく。**
- 9.4 2030年までに、資源利用効率の向上と**クリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。**全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。

ファンドの特徴

商品企画

オペレーティングリースの特徴を活かし、原則ファイナンスリースよりも低い料金プランを提供します。

車両価格の算出

中古車業者各社の情報や、オークションでの価格情報を基にタイムリーに算出。
動産査定を得意とする第三者機関による評価も参考にします。

信用調査

リースにあたり、決算書等による書類審査、および面接審査を必須とし、一定以上の信用力のある先にリースします。

リスク分散

原則、複数の運送会社にリースを行いますので、破産等のリスクを可能な限り軽減します。

募集概要と想定リターン

●投資契約内容

投資金額 : 139,000,000円 (ファンド総額 : 139,000,000円)
投資期間 : 約3年

●シミュレーション通りに運用できた場合のリターン

配当金合計 : 16,248,267円 (税引前。基本配当金と特別配当金の合計)
年利 : 約4.0% (税引前)

※年利はシミュレーション通りに売上および利益が出た前提での数字であり、表記された年利を保証するものではありません。また、個人の場合は配当金の一部または全部に対しては20.42%相当額が源泉徴収されます。

※配当金は営業者が破綻した場合にはお支払いがなされないことがあります。

直接的にご負担いただく費用

【振込手数料】

本匿名組合契約に関して、お客様が匿名組合出資金等を営業者の銀行預金口座に送金する際、お客様に銀行振込手数料（実費）をご負担いただきます。なお、お客様口座への配当金の振込手数料に関しましては、営業者が負担します。

【営業者報酬】

営業者の営業活動、及び事務手続きに対する報酬として、決算期毎に最大200,000円（消費税別途）を営業者が本匿名組合から受け取ります。

間接的にご負担いただく費用

【営業者が株式会社クラウドファンディングに支払う手数料】

- ①募集または私募の取扱手数料として、全ての匿名組合員から営業者が受領した出資総額に最大5%を乗じた金額とそれに伴う諸経費の合計金額（消費税別途）。
- ②ファンド組成管理料（営業者と株式会社クラウドファンディングとの間のアセットマネジメント業務委託契約に基づく業務委託報酬及び実費を含む）として、投資車両購入の都度、購入価格の最大8%を乗じた金額（消費税別途）。
- ③ファンド運営管理料（営業者と株式会社クラウドファンディングとの間のアセットマネジメント業務委託契約に基づく業務委託報酬及び実費を含む。ただし、実費のうち、自動車税は除く）として、車両1台あたり最大10,000円（消費税別途。1ヶ月に満たない期間に対する報酬支払いの場合はその期間を1ヶ月とみなす）とします。
- ④運営の成功報酬として、本匿名組合契約の清算の時点において、本営業の財産から全ての匿名組合員への基本配当金、特別配当金、償還金、及び税金等の各種支出を全て控除した後の剰余金の全ての金額（消費税込み）。これについては、本匿名組合の運営の状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額を表示することができません。

【その他の費用】

会計帳簿その他会計記録の作成費用、匿名組合員への報告に要する費用、金融機関からの資金調達コスト、自動車税を含む公租公課等の本匿名組合事業に関連して発生した費用、匿名組合契約書・契約締結前交付書面等の作成費用、弁護士費用等の本匿名組合の組成費用及び本匿名組合の運営に要する費用、車両売却費用等の本匿名組合の資産処分に要する費用は、すべて匿名組合員による出資金又は本匿名組合事業から生じる収益から営業者が支払います。これについては、本匿名組合の運営の状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額を表示することができません。

収支シミュレーション（事業計画通り）

Ver. 20.40.0

決算日	2023年12月末	2024年12月末	2025年12月末	清算期
リース料収入	25,300,000	27,600,000	27,600,000	0
車両売却益	0	0	0	69,700,000
減価償却費	-44,560,000	-26,702,140	-16,248,550	-27,989,310
車両管理費	-4,009,250	-1,456,500	-1,456,500	-1,192,250
粗利益	-23,269,250	-558,640	9,894,950	40,518,440
販管費	-8,577,500	-600,000	-600,000	-433,333
AM成功報酬	0	0	0	-126,400
営業利益	-31,846,750	-1,158,640	9,294,950	39,958,707
累計収支	-31,846,750	-33,005,390	-23,710,440	16,248,267
基本配当金	0	0	0	16,216,667
特別配当金	0	0	0	31,600
元本償還				139,000,000

単位：円

事業計画通りの場合

出資額 : 139,000,000円
 償還額 : 139,000,000円
 配当金合計 : 16,248,267円
 利回り : 年率4.0%



運営上の想定

トラクタヘッド等25台。ファンド総額1.39億円（うち、出資額1.39億円）
 平均車両購入価格：約462万円/台、期間満了時平均車両売却想定価格：約278万円/台。
 月額リース料合計：約230万円。リース期間約3年。全て税抜。

本シミュレーションは一定の仮定に基づいて行われたものです。分析結果の確実性あるいは分析に際し、考慮されていない要因があります。

ここで考慮されていない関連ファクターが大きな影響を持つ場合があります。左記数値は税引き前の数字となります。必要に応じお客様の判断に基づき、法律、税務または会計上の問題につき専門家へご相談ください。

収支シミュレーション（下方修正シナリオ）

Ver. 20.40.0

決算日	2023年12月末	2024年12月末	2025年12月末	清算期
リース料収入	25,300,000	27,600,000	27,600,000	0
車両売却益	0	0	0	59,245,000
減価償却費	-44,560,000	-26,702,140	-16,248,550	-27,989,310
車両管理費	-4,009,250	-1,456,500	-1,456,500	-1,192,250
粗利益	-23,269,250	-558,640	9,894,950	30,063,440
販管費	-8,577,500	-600,000	-600,000	-433,333
AM成功報酬	0	0	0	0
営業利益	-31,846,750	-1,158,640	9,294,950	29,630,107
累計収支	-31,846,750	-33,005,390	-23,710,440	5,919,667
基本配当金	0	0	0	5,919,667
特別配当金	0	0	0	0
元本償還				139,000,000

単位：円

運営上の想定

トラクタヘッド等25台。ファンド総額1.39億円（うち、出資額1.39億円）
 平均車両購入価格：約462万円/台、期間満了時平均車両売却想定価格：約237万円/台。
 月額リース料合計：約230万円。リース期間約3年。全て税抜。

車両売却時の中古車市場が
15%下落した場合

出資額 : 139,000,000円
 償還額 : 139,000,000円
 配当金合計 : 5,919,667円
 利回り : 年率1.5%

本シミュレーションは一定の仮定に基づいて行われたものです。分析結果の確実性あるいは分析に際し、考慮されていない要因があります。

ここで考慮されていない関連ファクターが大きな影響を持つ場合があります。左記数値は税引き前の数字となります。必要に応じお客様の判断に基づき、法律、税務または会計上の問題につき専門家へご相談ください。

収支シミュレーション（さらに下方修正シナリオ）

Ver. 20. 40. 0

決算日	2023年12月末	清算期
リース料収入	25,300,000	13,800,000
車両売却益	0	46,300,000
減価償却費	-44,560,000	-70,940,000
車両管理費	-4,009,250	-7,354,125
粗利益	-23,269,250	-18,194,125
販管費	-8,577,500	-700,000
AM成功報酬	0	0
営業利益	-31,846,750	-18,894,125
累計収支	-31,846,750	-50,740,875
基本配当金	0	0
特別配当金	0	0
元本償還		88,259,125

単位：円

出資額 : 139,000,000円
 償還額 : 88,259,125円
 配当金合計 : 0円
 出資者損失 : -50,740,875円
 損失率 : -36.5%

ファンドのリース先企業が
 契約期間途中で破産
 &
 車両売却時の中古車市場が
 大幅に下落した場合

運営上の想定

トラクタヘッド等25台。ファンド総額1.39億円（うち、出資額1.39億円）
 平均車両購入価格：約462万円/台、期間満了時平均車両売却想定価格：約182万円/台。
 月額リース料合計：約230万円。リース期間約3年のうち、1年6ヶ月でリース先企業が破産。全て税抜。

本シミュレーションは一定の仮定に基づいて行われたものです。分析結果の確実性あるいは分析に際し、考慮されていない要因があります。

ここで考慮されていない関連ファクターが大きな影響を持つ場合があります。

左記数値は税引き前の数字となります。必要に応じお客様の判断に基づき、法律、税務または会計上の問題につき専門家へご相談ください。

募集情報

本匿名組合契約名称	モビリティファンド2号
営業者	合同会社モビリティファンド2号
取扱者	株式会社クラウドファンディング（第二種金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2777号）
出資募集最大総額（口数）	139,000,000円(139口)
申込単位（1口あたり）	1,000,000円（最低5口以上、上限口数139口）
募集受付期間	2022年12月26日 13:00（予定）～ 2023年1月13日 17:59（予告なく延長する場合がございます） ※この期間中であっても、出資金額が出資募集最大総額に達した場合は、その時をもちまして出資の募集を終了いたします。
運用期間	本事業の開始より約3年間
契約期間	匿名組合契約成立日から2026年5月31日まで （車両の処分状況、ならびに営業者の清算状況により、期間満了前に終了または延長する場合があります）
予定基本配当金利率（税引前）	年率4.0%
予定特別配当金利率（税引前）	未定（元本の償還、及び基本配当金の支払い後でもなおも余剰金がある場合は、その20%を特別配当金とします）
成立下限金額	投資を予定している車両の台数、金額、リース料により変動しますので、ここでは明記できません。
決算日	毎年2月末日 ※但し、事業が終了した場合は本事業終了日
決算報告日	各決算日から90日以内
償還・配当金支払予定日	償還時（2026年5月31日予定） または、全てのリース車両の売却、譲渡、再リース等の処分が行われた月の翌々月末日のいずれか早い日まで。 ※但し、全てのリース車両の売却、譲渡、再リース等の処分の状況によっては延期される場合があります。
契約方法	匿名組合員になろうとする方は、取扱者のウェブサイトよりお申し込みいただき、取扱者によるお電話もしくは面談のうえ営業者と匿名組合契約を締結します。なお、本契約は、出資者が出資金の払込をすること及び取扱者が出資者の本人確認をすることをもってその効力を生じます。従って、出資金が払い込まれていても本人確認ができない場合には、申込がキャンセルされたと見なす場合があります。一度契約した本匿名組合契約については、一定の場合を除き、契約の取消、中途の契約解除ができませんので、充分ご検討のうえお申し込みください。
決済方法	ATM、窓口から当社指定口座へ振込

リスク説明

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません)

1. 本匿名組合契約の性格に関する留意点

本匿名組合契約に係るすべての業務は、営業者が自ら行い又は関係機関に委託することになっており、これらにつき匿名組合員が行い、若しくは指図をすることはできません。本匿名組合事業の状況によっては、事業継続や売上の確保のため、特に、本匿名組合契約はその契約期間が比較的長期間に及ぶため、契約期間中において、営業者の判断の下に価格等の変更等を行う可能性があります。

2. 流動性に関する留意点

契約期間中、本匿名組合契約は解約できません。本匿名組合契約の譲渡は同契約により制限されます。本匿名組合契約を取引する市場および匿名組合員である立場を取引する市場は現時点では存在しません。

3. 出資金の元本が割れるリスク

本匿名組合契約に基づく償還金及び配当金の分配は、専ら営業者の本匿名組合事業による収入をその原資とし、かつ、会計期間中における営業者の売上金額を基に算定される配当金額の支払いをもって行われます。したがって、計算期間中の本匿名組合事業における売上によっては分配が行われない可能性があり、また、分配が行われたとしても、全計算期間をとおして匿名組合員に支払われる金額が当初の出資金を下回るリスクがあります。

4. 中古車相場の変動リスク

投資期間満了後、原則、中古車市場（オークション市場を含む）で車両の売却を行います。中古車相場によっては予定している価格に満たない状態での売却や、売却時期の遅れが発生する可能性があります。その場合、償還金及び配当金の分配が行われない、また、分配が行われたとしても、匿名組合員に支払われる金額が当初の出資金を下回るリスクがあります。

リスク説明

5. 車両故障リスク

車両故障の際の費用負担は全額リース先となりますが、リース先において何らかの理由により支払いができない場合、車両価値維持の為、本匿名組合にて一時的に補修費用を立て替え、リース先に請求することとなりますが、貸出先の破産等により支払い不能となる可能性があります。その場合、リース車両はリース先、または破産管財人より返却されますが、補修費用の未払い分、ならびに車両引上げ費用、車両保管費用等が未回収債権となり、償還時において償還金及び配当金の分配が行われない、また、分配が行われたとしても、匿名組合員に支払われる金額が当初の出資金を下回るリスクがあります。

6. 交通事故等による破損、廃車、ならびに盗難リスク

全てのリース車両への車両保険の付保をリース先に義務付けますが、支払いまでに一定の時間を要する場合や車両価値の欠損が発生する場合があります。償還時において償還金及び配当金の分配が行われない、また、分配が行われたとしても、匿名組合員に支払われる金額が当初の出資金を下回るリスクがあります。

7. リース先の信用リスク

リース先の選定にあたっては営業者が信用調査を行った上でリースの可否を決定しますが、経済情勢の変動等によりリース先の破産等により支払い不能となる可能性があります。その場合、想定を上回る損失が発生する可能性がある他、リース車両はリース先、または破産管財人等より返却されますが、リース料の未払い分、ならびに車両引上げ費用、車両保管費用等が未回収債権となり、償還時において償還金及び配当金の分配が行われない、また、分配が行われたとしても、匿名組合員に支払われる金額が当初の出資金を下回るリスクがあります。場合によっては、本匿名組合契約の期間満了を待たずに期限前償還を行う可能性があり、同様に匿名組合員に支払われる金額が当初の出資金を下回るリスクがあります。

また、引上げた車両は中古車市場（オークション市場を含む）での売却、もしくは新たなリース先へのリースを行うこととなりますが、次の2つのリスクが発生する可能性があります。①中古車市場で売却を行う場合、予定している価格に満たない状態での売却、または売買未成立となる可能性があります。②新たなリース先の探索を行う場合、リース料収入のない期間が発生する可能性、ならびに、新しいリース先より受領する月額リース料の値下げの可能性がります。

リスク説明

8. 営業者の信用リスク

営業者が、今後、債務超過に陥る恐れがあり、その場合に、営業者が支払不能に陥り、又は営業者に対して破産、民事再生などの各種法的倒産手続きの申立てがなされる可能性などがあり、これらに該当することとなったような場合には、本匿名組合契約に基づく配当金の支払い、さらには匿名組合出資金の返還が行われないリスクがあります。匿名組合員が営業者に対して有する支払請求権（匿名組合出資金返還請求権および匿名組合利益分配請求権。以下同じ。）には、何ら担保が付されていません。また、本匿名組合事業における売上金額により配当金が発生したとしても、本匿名組合事業において多額の費用や損失が発生した場合においては、配当金の支払いが行われないリスクがあります。さらに、営業者が破産などの法的倒産手続きに移行した場合には、匿名組合員が営業者に対して有する支払請求権は、他の優先する債権に劣後して取り扱われます。そのため、法的倒産手続きの中で、他の優先する債権については配当がなされ、回収が図られた場合であっても、匿名組合員が有する支払請求権については、一切支払いがなされないリスクがあります。

9. 新規事業に関するリスク

本匿名組合事業は新規事業であり実績がなく、運営体制の構築あるいは事業の遂行等、安定的な運営を図るまでに予想外の時間を要する可能性があります。

10. 経営者の不測の事態に係るリスク及び経営者が関与する既存事業に係るリスク

本匿名組合契約の営業者については、本匿名組合事業の経営陣への依存度が高く、経営陣に不測の事態（病気・事故・犯罪に巻き込まれる等）が生じることにより、本匿名組合事業に重大な影響を及ぼすリスクがあります。

11. 本匿名組合契約未完成のリスク

目標募集金額（金3,000万円）を下回る場合で、かつ事業の継続が経済合理性に合わないと営業者が判断した場合は、本匿名組合契約は不成立となる場合があります。すでに払い込まれた匿名組合出資金については返還いたします。この場合、当該匿名組合出資金に利息は付きません。

リスク説明

12. 債務超過のリスク

一般的に債務超過状態の会社は、次のような不利益を被るリスクがあります。まず、金融機関等は債務超過状態の会社への融資を実行しない場合が多く、債務超過の会社は新規の借入ができない可能性があります。また、取引先との取引継続に支障が生じる可能性があります。次に、債務超過は、営業者の破産手続き開始原因であり、営業者が破産手続きの開始決定を受けると、商法上匿名組合は当然に直ちに終了します。さらに、債務超過の場合、営業者の資産に対して債権者による仮差押命令が発令される可能性が高くなります。仮差押命令が発令された場合、取引先との取引に支障が生じたり、金融機関からの借入等に関して、期限の利益が喪失する等により、支払不能となり事業継続に支障をきたす可能性があります。また、仮差押命令が発令されると、本匿名組合契約の終了事由に該当し、直ちに本匿名組合契約が終了します。

13. 資金調達のリスク

営業者は本匿名組合事業の必要資金を本匿名組合契約による出資金、および借入金でまかなう計画です。したがって、本匿名組合契約での資金調達が滞る場合、本匿名組合事業を開始することができないリスクがあります。

14. 資金繰りが悪化するリスク

営業者は、本匿名組合事業について、事業計画上の売上を著しく下回る場合、予想外のコストが生じる場合、現時点で想定していない事態が生じた場合、資金繰りが悪化するリスクがあります。

15. リース車両が予定した数量に満たない場合のリスク

営業者は、リース車両の数量が当初想定した数量を下回る場合で、かつ事業の継続が経済合理性に合わないと思業者が判断した場合は、本匿名組合契約は不成立となる場合があります。すでに払い込まれた匿名組合出資金については返還いたしません。この場合、当該匿名組合出資金に利息は付きません。

リスク説明

出資対象事業持分に関する損失の危険に関する事項

1. 元本保証がないこと

本匿名組合契約においては、出資金の元本の返還は保証されていません。また、何らかの理由により契約期間満了を待たずして本匿名組合契約が終了した場合においても、匿名組合員に対して出資金の返還がされないリスクがあります。

2. 営業に関する指図

本匿名組合契約においては、本事業に関するすべての運営等は営業者が自ら又は受託会社等を通じて行うことになっており、これらにつき匿名組合員が直接指図等を行うことはできません。

3. 匿名組合員の地位の流動性に関して

本匿名組合契約の解除は、契約期間中においては本匿名組合契約又は商法の規定（商法第540条）による場合を除き、認められておりません。本匿名組合契約に基づく出資者たる地位及びかかる地位に基づく権利の譲渡は本匿名組合契約により制限されております。また、本匿名組合契約に基づく出資者たる地位を取引する市場は現時点では存在しません。

4. 匿名組合の利益の分配に伴うリスク

営業者は、本匿名組合の利益及び損失等の分配にかかる事務を取扱者に業務委託して行う予定です。しかし、何らかの理由により分配のために必要となる匿名組合員となられたお客様の情報が不正確であった場合、又は振込指定口座への振込みに事務上の齟齬があり、適時に事務の履行がなされなかった場合には、利益の分配、または償還金及び配当金の支払いが遅滞する可能性があります。

リスク説明

5. 損金算入に関する税法上のリスク

税務当局との見解の相違等により、損金算入した経費が税務否認された場合や、各種支出の中に税務上の交際費や寄付金の金額が含まれている場合には、営業者の税負担が増大し、本事業の収支が悪化したり、税務上の否認額が直接的に匿名組合員の負担とされたりするような場合には、償還時において償還金及び配当金の分配が行われない、また、分配が行われたとしても、匿名組合員に支払われる金額が当初の出資金を下回るリスクがあります。

6. 税制等の変更のリスク

匿名組合契約に関する税法の規定又はその解釈もしくは運用等が変更された場合、匿名組合員の税負担が増大し、その結果、匿名組合員の受領する利益の分配、償還金、及び配当金に悪影響を及ぼす可能性があります。また、匿名組合契約に基づく配当金にかかる源泉徴収税についての税法の規定又はその解釈・運用等が変更された場合にも同様のリスクがあります。

7. 突発的要因に伴うリスク

取引銀行の破たんや、事務レベル上の問題、地震、台風、旱魃、火災、パンデミックなどの自然災害や事故、および戦争、テロといった人為的災害により投資対象の経済的価値が大きく毀損し、その結果、匿名組合員への配当金や残余財産の返還額が減少する可能性があります。

8. 営業者の営業権の移転に伴うリスク

営業者が本契約上の地位、並びに本契約に基づく権利及び義務の全部、又は一部を第三者に譲渡した場合、経営方針が大幅に変更される恐れがあります。その結果、営業者の運営上、本事業を遂行する際に影響を与えるリスクがあります。

本資料は株式会社クラウドファンディングのお客様を対象として作成された、セールス資料です。本資料は、リサーチ・レポートではなく、税務、法律、財務または会計に関するアドバイスでも、正式な確認書でもありません。

本資料に依拠して投資判断を行うべきではありません。

本資料はお客様の投資目的、財務状況、ニーズ等を考慮しておらず、かつ推奨または投資助言ではなく、また株式会社クラウドファンディングを受任者や何らかのアドバイザーであると認定する根拠とされてもなりません。

本資料は信頼できると思われる情報源に基づき作成されております（ただし正確性や完全性に関する表明保証は一切行われません。）が、告知なく変更される可能性があります。